

「なぜ弁護士は訴えられるのか」 (中央大学法科学院教授 弁護士升田純著) を読んで。

## 1、本書の第一印象

この本のタイトルである「な ぜ弁護士は訴えられるのか?」 と言う質問に、そんな事はあり 得るの?と考える人は、弁護士 に過度の期待と幻想を抱いてい る人である。実は弁護士として の活動は、裁判や相手方との交



渉、そして依頼者との打合せ等に、色んな地雷が隠されて いる。弁護士は、戦場の中を、地雷と流れ弾に気を払いな がら戦い続けていると言っていい。そんな現場の雰囲気を 伝える本書は、巷の週刊誌より迫力があり、ひやり、ハッ とが充満していて読み手を引き込む力を持っている。但し、 熟練の弁護士には、自分の古傷を思い起こさせて、途中か ら読むのを止めるだろう。

本書は、現代社会における弁護士の役割とその変化につ いて述べているが、読み出すと、現代の日本社会が抱えて いる病巣や不満、矛盾などが見えてくる。屈折した筆者の 思いが伝わってくると感じるのは、私が彼を昔からよく知っ ているからだろうか。

## 2、本書の構成

- (1) 本書は、弁護士が争いに巻き込まれた場合の218件の 裁判例を紹介しているが、通常の判例解説のように、なぜ 勝ったのか、負けたのかではなく、その紛争に至る過程や 原因までも書いている。一般の人が一番知りたい、なぜこ の当事者は裁判に至ったかについてを、著者はまず書いて いる。
- (2) 本書は、①弁護士が置かれている状況と、②弁護士の事 件処理をめぐる諸問題を概説し(約100頁)、その次に裁 判例の検討に700頁もの分量を割いている。 その内容は、裁判例の検討では、

- ① 依頼者との関係における弁護過誤をめぐる裁判例
- ② 依頼者以外との関係における弁護過誤をめぐる裁判例
- ③ 訴訟活動等に伴う名誉毀損等をめぐる裁判例
- ④ 弁護士の付随業務等をめぐる裁判例
- ⑤ 弁護士の懲戒をめぐる裁判例
- ⑥ 弁護士の業務全般の責任をめぐる裁判例
- ⑦ 弁護十をめぐるその他の裁判例
- の順で検討が為されている。
- 3、これらの判例は、紛争の原因や紛争解決の妥当性まで書いてあるので面白いのであるが、何せ分量が多いのでどれから読んでいいのか分からない人も多いと思う。 そこで、逆から考えていこうと思う。
- ① まず、弁護士の生活を考えていくと、法律事務所があり、そこにはボス弁、 イソ弁、事務職員がいる。

まずここに紛争の火種がある。

労務管理の問題、事務職員のお金の使い込み、情報漏洩、イソ弁が独立する時のボス弁の顧問先の横取り、共同経営している弁護士間の争い(本書679頁)等が考えられる。

今年のニュースで、弁護士が事務所内の事務職員と不倫をしたことで、事務職員の夫から男性の性器を切断されるという事件が報じられたが、このような男女関係のトラブルも弁護士間にはあるようである。

② 次に、弁護士と依頼者とのトラブル。

このトラブルが一番多いし、その中でも報酬のトラブルが一番多い。

弁護士の費用は、やはり限りなく「寿司屋の値段」に近い。そうならないようにと見積書を作成したり契約書を作ったりするが、それでも予期せぬ出来事が出てくる。しかし、何が起こるか分からないからといって契約書を作成しないと懲戒の対象にもなる。

急に仮処分を申立てて欲しいとか、破産、民事再生を申立てて欲しいとか言われて、そのことより先に、これ位の費用がかかりますと詳しく言うことが依頼者の要求に応えることなのか心配もある。

そのほか、依頼者との関係で最近問題となっているのがサラ金の債務整理を途中で投げ出すというケースである。一時期よりも儲からなくなったからであろう。

それから、控訴期限、上告期限の徒過もよくある話である。消滅時効や遺留 分減殺請求の一年の主張期間を忘れてしまうと懲戒になる。 ③ 次に怖いのが相手方や相手方弁護士と交渉のときのトラブルである。

依頼者とのトラブルの原因は、うっかり型や報酬の多寡の問題が多いのに比べて、相手方との紛争は、熱心なあまりそれが名誉毀損になったりする場合がある。

私も若い時、相手方に弁護士が付いているのにたまたま相手方本人の家に行って本人と話しをして、ひどい目にあったことがある。私は、相手方が売買交渉をしたときの仲介業者に調査に行ったのだが、その仲介業者が本当の事を売主(相手方)の前で話したいので仲介業者と共に売主(相手方)の自宅に行った。相手方は相当なお年寄りで、お茶を入れたりしてくれた。それ以上は話さなかった。ところが、私がその家に赴いたのを相手方住人のスパイがいて、私が来たことを相手方弁護士に報告した。相手方弁護士は、訴訟中に原告(相手方)に代理人が付いている場合は直接本人と交渉してはいけないこと(弁護士職務基本規程52条)を知らないのかと責めた。

実は、私はそんな規程があることは知らなかったのだが、情報を得るつもりでも悪意で赴いたものでもないと釈明した。

ところが、その相手方弁護士は、私との会話を全部録音テープにとって福岡県弁護士会に懲戒の申立をした。申立人は他県の弁護士であった。この問題を弁護士倫理に関心のある大学教授に聞いた。そうすると、「安部先生は戦いに力を入れ過ぎて、それは返り血を浴びるということですな」と言われた。私は辛うじて懲戒は免れたが、弁護士同士がここまでするのかと背筋が冷たくなった。

④ しかし、本当に怖いのは裁判所である。

これは、なぜ弁護士が訴えられるのかという問題とはちょっと訳が違う。裁判所が怖いのは、弁護士活動規範を裁判所の目で見ることが怖いのである。

裁判所は、伝統的に迅速な裁判を志向している。そのため迅速な証拠の提出を望む。書証は、間接証拠ではなく、直接証拠を望み、尋問時間もだいたい一時間以内である。この結果、1を聞いて10を知る裁判官がいればいいのであるが、その点しか認定せず、木をみて森をみない判決となる。裁判所は依頼者と代理人の関係まで注意を払うことはまずない。弁護士に対する裁判の増加は、弁護士と依頼者の関係が裁判所が考えているほど「爽やかな関係」とはなっていないことにも原因がある。

そして、それをつきつめると裁判所での解決が真に当事者の満足のいくもの になっていないということにもなる。

4、本書は、弁護士に対する裁判の増加の原因に弁護士の質と量の変化を挙げている。 弁護士は、私が司法試験を受けた時は合格者が年間500名であったが、 今は年間約1500名である。新しい弁護士達は、弁護士になったとき既に 700~1000万円の借金を背負っている。これでは社会のために貢献しようと言う前に、自分の借金を返済するのが先と考えるのが当然であろう。

私達の時は、何の社会経験もない若者達を2年間も料給をもらいつつ遊学(?) させてくれた。これで皆、弁護士になった時は何か社会貢献しなければいけないと 思った筈である。

ところが、今は人助けどころではない。自分の借金返済が先である。更に現代は、法律は毎年変更、増加、複雑化し、立法者以外にはその法律の意味が分からないとも言われている。これでは弁護士は、法律の説明や運用が出来ないし、事件解決のためのミスも出てくる。人助けのための弁護士が、自らの墓穴を掘る場所となっているのである。

弁護士を依頼することによって増える紛争を「弁原紛争」というらしい。弁 護士活動自体が一つの紛争を発生する事態となっているのである。

これは、弁護士の理想からは全く離れている。

**5、**著者は、私と同い年であり、たまたま彼が福岡地方裁判所の破産部に赴任していた時に知り合った。

彼は、最初、東京地方裁判所でスモン事件を扱っていた可部恒雄判事(後に最高裁判所長官)の元で左陪席として出発し、アメリカ留学を経て、トムクランシーの「レッドオクトーバーを追え」を原語で読むという英語通でもある。 製造物責任法、借地借家法、名誉毀損等現代社会におけるあらゆる紛争についての立法判例に、今、日本で最も詳しい人物である。

その彼は、平成9年に弁護士登録し、いつの間にか先輩弁護士である私よりも弁護士に実態に迫る概説書を多数出している。その視点は、裁判官的ではなく、些かマニアック(?)であるとも言えるが、どうしてここまで弁護士生活の実態に迫ることができたのか不思議である。とにかく、紛争解決というものは、正しい事実が正しく認定されるのを期待するのではなく、それに関係する代理人、裁判官、当事者の総合芸術の葛藤の結果であることが分かっていただくためにも、この本の一読をお勧めする。

安部・有地法律事務所 所長